井上常久さん逝く

頑張る信念の人

井上常久さんが、７月１７日に心不全のために８４才で亡くなりました。

２１年前に提訴された伊方原発１号炉裁判の原告として、さらに２号炉裁判の原告として、率先して闘ってこられ、また伊方町議員として、そして、果樹農家の第一人者として、多くの住民から厚い信頼を得ておられました。

伊方町で原発が大問題となって以来、多忙な家業の中で一貫して反対運動に前向きに行動してこられた事は忘れることができませんし、長い歳月の間の数多くの思い出は語り尽くせません。限りある生命とは言え、大先輩が亡くなられたことで又大きな柱を失いました。

私たちの運動の目的は未だ達成されておりません。亡き井上さんが反原発運動を２５年間一筋に実践されたことを、私たちは無にすることなく、受け継ぎ実践していきたいと考えています。

ご冥福をお祈りすると共に、お別れの云葉と致します。　　広野房一

地震の揺れは何回まで考慮するのか？

原告　大地震の時の揺れは１回か？

垣見　何十回、何百回もある。

原告　何回までを考えて２００Ｇａｌという基準を決めているのか？

垣見　最大の振動を考えている。

原告　回数の影響はないのか？

垣見　受けないとは言わないが、最大の揺れを考慮しておけばいい。

原告　建物や地盤の繰り返し疲労を考慮する必要は？

垣見　数秒程度の間の地震で起るということは、専門ではないが聞いたことはない。

原告　審査はしていないのではないか？

垣見　審査したことを聞いたことはない。

原告　米国ではどうか？

垣見　考慮しているとは聞いている。

原告　原発の寿命中に４回、その１回ごとに１０回の繰り返し疲労を考慮しているということだが？

垣見　耐震設計の専門家でないので・・。

原告　しかし、さっきから耐震設計についても証言しているではないか。

垣見　伊方など日本のことについては耐震設計まで関わっているが米国のことは・・。

（以下次号に続く）

会計報告（'94.7/1～7/31）

収入	
会費	５３、０００
ニュース講読料	５０、４００
カンパ	５、０００
コピー代金	８、９２０
計	１１７、３２０
支出	
ニュース印刷代	１７、５００
郵送料	９、７１０
振替手数料	７６０
事務用品費	１１、３００
謝礼	３、０００
計	４２、２７０
差引	７５、０５０
積立金合計	２、１５０、９６５

伊方訴訟ニュース

第 252 号
1994年８月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル 藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

蒸気発生器細管の「周方向の割れ」美浜１号機でも放射能漏れを起し通産省も現在の検査法の欠陥を知っていた

さる５月、伊方原発の１、２号機でも、蒸気発生器細管の多くが、細管を支えている支持板の部分でサビなどによって締め付けられていることを四国電力や国は知りながら、それを公表せず、しかも、何の対策も取らないままに運転を続けていることが判明した（前々号参照）。各電力会社は、「細管が締め付けられていても、美浜２号機でのような細管破断は起らないから問題ない」と強弁していた。

ところが、それから約１ヵ月後の６月１５日に関西電力は、さる２月１８日に蒸気発生器細管から放射能漏れを起した美浜１号機の事故の原因は、細管の上部支持板の部分で締め付けられていた細管の１本が、周方向に「応力腐食割れ」を起していたためであると発表した。

関西電力は、美浜１号機の蒸気発生器は米国コンバッション・エンジニアリング社製で細管の上部支持板の構造が、日本の他の同型炉で採用されているウエスチング社型の構造と違っていたために起った特有の事故であった、と弁明し、予定していた同機の蒸気発生器の取り替えを１年半も繰り上げることで、厄介払いしようとしている。

しかし、高浜２号機訴訟の原告だった人たちを中心にした市民グループの追及の結果、細管の上部支持板の構造だけでなく、細管の締め付けも、放射能漏れを起した周方向の割れの原因であることを関西電力も否定できなくなっている。そして何よりも、高浜２号機訴訟判決が警告していたように、現在の細管検査法では周方向の割れを検知できないことを、関西電力も認めざるを得なかった。今回の事故が関西電力や国に衝撃を与えたことは、事故発生から４ヵ月もたって、ようやく事故の原因らしいものを発表した、ということが示している。

こうした事実が発生しているのに、関西電力は、いまだに、細管の周方向の割れを検知できる検査法、つまり、「回転式プローブ」を採用した検査法の実施を拒み続けている。関西電力は、その理由を明確にしていないが「回転式プローブ」検査法では、細管の検査に時間がかかって経済的な負担が増大すること、さらに、他の電力会社にも細管検査法の変更が波及すること、などで苦悩しているの

であろう。

一方、市民グループの調査の過程で、監督官庁の通産省も、現在の細管検査法の欠陥を認め、周方向の割れを検知できるようにするには「回転式プローブ」の採用しかないことを明かにした報告書を作成していることが判明した。その報告書は、通産省の委託研究の結果を記載した「原子力発電施設信頼性実証試験の現状」（平成５年度版）で、通産省の資料広報室にも置かれている。

この報告書は、これまでの実証試験の結果から、次の２点が明らかになったことを認めている。

①これまでに国内外の原発の細管で発生した割れの実態を詳細に検討した結果、細管の軸（縦）方向にしか割れが発生しないと考えていた箇所でも、周方向の割れが発生している事実が判明した。

②現在、四国電力など電力各社が採用している「ボビンコイル式プローブ」を用いた細管検査法では、周方向の割れの検知は不可能であり、周方向割れ用に特別に用意されている「８×１プローブ」でも、周方向の割れを見逃す危険は避けられない。そのため、すでに定評のある「回転式プローブ」の採用に向け、実証試験を続ける必要がある。

報告書によると、実証試験はこれから２年後に終る予定となっている。しかし伊方１、２号機はじめ、蒸気発生器の取り替えが避けられない各地の合計８機の原発では、すでに細管の締め付けが進行していることが判明しており、蒸気発生器の取り替えまで運転を続けるのであれば、細管の破断をもたらす周方向の割れの検知は、安全確保の絶対条件であり、実証試験の終了を待っていては手遅れとなる。

伊方１、２号機では、美浜２号機事故のあとも、周方向の割れを検査した形跡はない。「回転式プローブ」の採用を迫る運動は緊急の課題となっている。

垣見証人第２回反対尋問の内容

－２号炉第５２回公判（1994年6月3日）－

（その２）

米国の耐震設計は？

原告　前回に、米国の耐震設計について尋ねたところ、耐震設計については知らないが、地震の評価の仕方については知っている、つまり、敷地周辺の断層や敷地の地耐構造などについて記載してあったことは覚えている、と証言した。それで尋ねるが、米国では、敷地に影響を与える断層や地震について、どれぐらいの範囲まで調べることになっていたか、知っているか？

垣見　確か２００マイル、３２０Kmぐらいだった。

原告　本件安全審査では、２００Kmの範囲だったが、どうしてそんなに差がある？

垣見　推察だが、米国では地震研究の歴史が短いので、どういう地震が起るか予測が難しいということ、それに、米国は国土が広いために、断層の分布もそれほど良く分かっていないといったこともあるのでは。

原告　日本の安全審査指針は米国のものを基にしたのではないか？

垣見　それは、そうではない。参考にしたかもしれないが。

原告　２号炉安全審査のあとに、安全設計審査指針が変更されたが、それには、これまでの指針は、米国原子力委員会の指針を参考にした、と書いてあるが？

垣見　参考にはしたが、なぞっていない。

原告　３２０Kmを２００Kmにしたのは独自性ということか？

垣見　そういうことは書いていない。

原告　ということは、はっきりしていないものに基づいて審査しているということ？

垣見　そういうことは・・・

原告　次には近い範囲のことについて。米国では、敷地からどれぐらいの距離の断層まで調べることになっているか知っているか？

垣見　断層の長さと距離を表にして示してあったと思うが、その数値までは覚えていない。ただ、日本より短い断層まで調べることになっていたように思う。

原告　具体的に聞くが、８Km以内にある３００m以上の長さの断層について、過去の地震などから、それらの断層の活動性や敷地への影響など、詳細に調べることになっていることを知っているか？

垣見　確かに、８Km以内の断層について活断層かどうかを調べ、敷地への地震の影響を検討することになっている。

原告　しかし本件では、敷地の外の断層については調べていない。

垣見　・・・・。

原告　それでは、米国のマリブ原発とボドガ原発は知っているか？

垣見　ボドガベイ原発であれば、両方とも名前は知っている。

原告　どういうことになったかは？

垣見　いろいろ議論はあったようだが、断層との関係で、最後には建設を断念したと聞いている。

原告　サンアンドリアス断層が数十キロ離れたところにあるということのためだった。

垣見　マリブはマリブ断層だが、いずれにしてもサンフランシスコ周辺では、サンアンドリアス断層の影響を受けた断層が多い。

３号炉審査との違いは？

原告　前回、「芸予地震」について、２号炉審査では、Ａ，Ｂどちらのグループにも入らない「遠い地震」として扱ったが、３号炉審査では別に扱った、と証言したが、それはどういうことか？

垣見　前回は、質問の意味を取り違えていたことが証言調書で分かったので訂正する。「別に扱った」と言ったのは、「芸予地震」と「伊予地震」とでは地帯構造が違っているということだった。３号炉の審査では、地震の研究が進み、二つの地震ともプレートの潜り込みによって起る同一の地帯構造の地震と考えた方が良いということになり、同じ地震グループに属するとして扱った。

原告　それは、主尋問における証言とはえらい違いだ。

垣見　２号炉当時の知見を述べた。

原告　それが３号炉では、もう変った？

垣見　新しい知見が、ある学者から出て、確実とは言えないが、それに従った。

原告　このことは準備書面で明かにするが、１号炉裁判で原告らが「芸予地震の影響も考慮するように」と主張していたことが、やっと３号炉審査で認められるようになった。

垣見　・・・・。

（次頁下に続く）